



エアコン、テレビ、冷蔵庫(冷凍庫)、洗濯機(衣類乾燥機) 家電4品目の処分方法

家庭で不要になった家電4品目はリサイクルが義務付けられています。

■方法1 廃棄するためには、その製品を購入した小売店と同じ種類の製品を購入する予定の小売店に連絡してください。小売店には家電リサイクル法対象機器を引き取る義務があります。

■方法2 小売店へ連絡できない、または引き取り義務のない対象機器は一般廃棄物収集運搬許可業者または町に回収を依頼(要予約)するか直接工場に搬入してください。

① 収集・運搬するための料金
② リサイクルするための料金(家電リサイクル券)が必要です。

① 収集・運搬するための料金(町回収の場合は、粗大ごみシール)
② リサイクルするための料金(家電リサイクル券)が必要です。



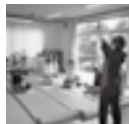
町のルール、地域のルールを再確認 ごみ出しのマナーを守りましょう

環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

ごみ出しマナー

○午前8時30分までに出ししょう
○ごみはごみステーションに
ごみステーションは地区の住民が管理しています。地区外の人が分別されていないごみを捨てると地区の住民が分別をしなければならず、非常に困ってしまいます。また、個人の敷地や道路沿いなどに捨てることは、不法投棄となり罰則の対象です。

○分別をきちんとしましょう
ごみの分別は「ごみの分け方・出し方」の冊子をご覧ください。町関係施設に置いてある他、町ホームページにも掲載しています。



健康づくりのアドバイス 介護予防健診 ウェルネスチェック！

介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366

筋量や体力を測定して健康運動指導士が健康づくりのアドバイスをします。

■日時 9月21日(水)
午後2時～4時
■場所 ふれあいの森研修センター
■対象者 65歳以上の人
■定員 20人(先着順)
■持参物 老眼鏡(必要な人)
■申込方法 電話で申し込む
■申込期限 9月16日(金)



高精度筋量計フィジオンを使った筋量測定

小学生の豊かな放課後を支援

学童クラブきくよう指導員を募集します

学童クラブきくよう事務局 ☎(237)6835

町内の学童クラブで小学生の豊かな放課後を支援しませんか。

■雇用期間 ①平成29年3月末までの平日・午後1時～6時
②土曜日または夏休みなど学校長期休業日・午前8時～午後6時
■場所 町内学童クラブ
■対象者 18歳～65歳未満
■【常勤】資格を問いませんが、保育士教諭などの有資格者、学童クラ

ブに従事した経験のある人などを優遇します。
■【非常勤】資格を問いません。
■報酬 時給750円～900円(資格・経験で決定)
■申込方法 履歴書・資格証の写しを持参か郵送で申し込む
■定員 3人程度

遊びに来てね

空の日フェスタ2016 in 阿蘇くまもと空港

10月15日(土)は阿蘇くまもと空港内でイベントを開催します。ランウェイウォークと空港制限区域内バスツアー、空港内官庁業務見学の参加者を募集します。当日はその他、さまざまなイベントを行いますので、ぜひ阿蘇くまもと空港へ遊びに来てください。



ランウェイウォークで滑走路を歩く参加者(昨年の様子)

ランウェイウォーク

普段は入れない滑走路を歩いて、阿蘇の山並みや日の出などを観賞します。

■対象者 中学生以上
■定員 50人

空港制限区域内バスツアー

普段は入れない飛行場内をバスでご案内します。間近で航空機の出発・到着を見ることができます。

■対象者 小学生～高校生とその保護者
■定員 125人

空港内官庁業務見学

税関や管制塔など空港で行っている国の業務の見学とAMラジオの製作を行います。

■対象者 中学生～高校生
■定員 15人

共通事項

■申込方法 往復はがきで申し込んでください。
■申込期限 9月23日(金) 必着
※詳しくはホームページをご覧ください。
■申し込み・問い合わせ
熊本空港事務所 総務課 ☎(232)2853

消費者トラブル注意報

条件のいいアルバイトに注意

国民生活センターが「荷受代行」「荷物転送」アルバイトに関する注意喚起をしました。「送られてきた荷物を指定された住所に転送するアルバイトをするため、身分証明書を送ると知らない間に自分の名義で携帯電話が契約されていた」というものです。



田上優子消費生活相談員
月・木曜日は専門の相談員が相談を受けます。

荷受代行・荷物転送アルバイト

① SNSで「条件のいいアルバイトがある」という投稿を見て、消費者が相手に連絡を取る。
② 相手から「荷物を指定の場所に送るだけ」「1回ごとに報酬が支払われる」「身分証が必要」と説明され、運転免許証などの画像データを送る。相手は画像データをもとに、本人になりすまして携帯電話などの契約を行う。
③ 消費者は相手の指示通りに届いた荷物を発送してアルバイトの報酬を受け取る。その後、自分の名義で勝手に携帯電話が契約されていることが分かった。

アドバイス

○「条件のいいアルバイト」と言われても絶対にしない
相手が無断で身分証明書をを使って契約した携帯電話が犯罪に使われる可能性があります。
○身分証や銀行口座などの情報を安易に伝えない
携帯電話の使用料や解約料など報酬以上の支払いを求められる可能性があります。
■問い合わせ
菊陽町消費生活相談窓口(総合政策課)
月・木曜日 午前10時～午後4時
☎(232)2112
※9月29日(休)は光の森町民センターで開催します。